

令和3年6月9日

各指定障がい者支援施設 管理者様
各指定障がい児入所施設 管理者様
各指定障がい福祉サービス事業所 管理者様
各指定障がい児通所支援事業所 管理者様
各指定一般相談支援事業所 管理者様
各指定特定相談支援事業所 管理者様
各指定障がい児相談支援事業所 管理者様
各移動支援事業所 管理者様
各地域活動支援センター 施設長様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい福祉課長
障がい支援課長
運営指導課長

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）
（一部改正）」（令和2年10月15日付事務連絡）に関するQ&Aについて

平素は、本市障がい福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題について、別添のとおり厚生労働省より『「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付事務連絡）に関するQ&Aについて』が発出されましたので、お知らせします。

本事務連絡は、新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について、次亜塩素酸ナトリウム液又は消毒用エタノールの清拭等以外の方法をお示ししたものとなっておりますので、各施設等における感染拡大防止対策にご活用ください。

【添付資料】

- ・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付事務連絡）に関するQ&Aについて
- ・令和2年10月15日付厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」一部改正

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい福祉課 Tel:06-6208-8071 Fax:06-6202-6962

障がい支援課 Tel:06-6208-7986 Fax:06-6202-6962

運営指導課 Tel:06-6241-6527 Fax:06-6241-6608